

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、函館航空基地(以下「当基地」という。)敷地等の除雪作業について適用する。

2 件 名

函館航空基地除雪作業(単価契約)

3 仕 様

- (1) 除雪を実施する区域は別添1除雪作業区域とし、事前の当基地から依頼する該当区域とする。

除雪区域1; 約2, 508㎡(以下「区域1」という。)

除雪区域2; 約2, 637㎡(以下「区域2」という。)

除雪区域合計; 約5, 145㎡

- (2) 予定回数

除雪予定回数は、区域1については20回、区域2については5回とする。

ただし、回数は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。

- (3) 作業実施日時

ア 本除雪作業の実施日時、区域については当基地から連絡するものとし、作業に当たっては当基地担当者の指示に従うこと。

イ 一日の除雪作業が終了後、当日実施した作業内容を除雪作業日報に記載し、当基地へ提出すること。

- (4) 作業体制

本作業は函館空港除雪作業に準じ、当基地からの連絡により24時間対応するものとする。

- (5) 除雪作業内容

ア 除雪作業は、受注者が手配するホイールローダ等の建設機械及び、作業員による人力により実施すること。

イ 受注者は除雪作業実施前に予め除雪区域における境界目印ポール等を設置し、構造物との接触を防止するための予防処置を実施すること。境界目印ポール等については受注者用意とする。また、制限区域入出門区域に設置されている埋設型車止めポールについても都度状況を確認し、構造物との接触防止に努めること。

ウ 受注者は駐車場内ガードレールと境界縁石の間についても人力等により除雪すること。
(別添1 除雪作業区域「人力除雪」)

エ 除雪作業における雪の集積場所は別添1 除雪作業区域「集積場所」とし、雪の集積状況によっては、当基地監督職員（以下「監督職員」という。）から別途指示を行う。

オ 区域2については新格納庫建設工事中であり、完成引渡(時期未定)後の作業実施とする。工事の状況により除雪作業内容を監督職員から別途指示するものとする。

4 受注者の責務

- (1) 受注者は道路交通法に基づく有効な資格を有し、かつ使用する建設機械について労働安全衛生法上の資格を有すること。
- (2) 受注者は、作業の実施にあたり、航空関係法規及び空港関係規則のほか、監督職員及び北海道エアポート株式会社函館空港事務所等の指示事項を厳守しなければならない。
- (3) 受注者は、函館空港制限区域安全管理規程に基づき、函館空港事業所長が承認し発行した「立入承認証」及び「車両使用承認証」等の必要な手続きを実施すること。また、各承認証は受注者の責任において取得及び管理を行うこと。なお、取得に要する費用は全て受注者の負担とする。
- (4) 本作業中において、受注者の過失等が原因で空港施設、当基地施設及び航空機等に損害を与えた場合は、直ちに当基地監督職員へ報告し、その指示により受注者の責任において復旧すること。

5 検 査

本作業終了後、当基地検査職員の検査を受けること。

6 履行場所

第一管区海上保安本部 函館航空基地
住所: 北海道函館市赤坂町65-1

7 履行期間

令和8年12月 1 日から令和9年3月31日まで（121日間）

8 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 代金の支払いは、毎月末締めの一か月毎の支払いとする。
- (3) 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委託し、又は受注させようとする

とき(以下「再委託」という。)は、再委託承認申請書(別紙様式1)を提出し、承諾を得ること。
ただし、本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

(4) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

(5) 本仕様書の条件に定めがない事項は、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」に準拠するものとする。

仕様書に関する問い合わせ先

第一管区海上保安本部 函館航空基地 整備科 棚井

電話番号:0138-58-3515

除雪作業区域

除雪区域 1 : 約2,508m²
除雪区域 2 : 約2,637m²

